

2011年9月27日

調査会、PT、WTの設置、運営等について

民主党政策調査会役員会

1 基本原則

- 1) 「政策に係る党議の決定について」(9月12日党役員会確認、9月14日両院議員総会承認)に基づき、調査会、PTの設置は必要最低限とし、出来る限り合同部門会議を活用する。

2 調査会、PT

以下の理由等により政調会長が特に必要があると判断する場合、あるいは部門会議より申請がある場合、政調役員会に諮り、調査会、PTを設置することができる。

- (1) 内容が総合的かつ恒常的な課題が存在し、部門単位の審議になじまないと考えられるもの(例: 税制調査会、憲法調査会など)。
- (2) 国会に特別委員会が設置されるなど、国会において常任委員会の枠組みを超えた特別の取組が必要と認められているもの(例: 震災復興、拉致、郵政改革など)。
- (3) 政府において合同閣僚会議が設置されるなど、各省間の枠組みを超えた取組が想定されているもののうち、法律改正や閣議決定を間近に控えたもの(社会保障・税一体改革など)。
- (4) 案件が複雑・多岐に渡るため、長期間・多頻度に渡る合同部門会議の開催が現実的でない場合、議員立法等による法律改正を間近に控えたもの。

3 調査会・PTの役員・運営

- 1) 調査会の役員は政調会長が選任し、PTの役員は政調会長が関係部門会議座長等と相談の上選任し、それぞれ政調役員会に諮る。
- 2) 調査会・PTの会議の開催に当たっては、党所属の衆参両院議員が参加できるよう配慮する。
- 3) 調査会・PTが政策方針を策定し、政調役員会の議案とするよう政調幹部会に要請する場合は、「政策に係る党議の決定について」に基づき、関係部門会議及び政府関係政務三役との調整を経ることを原則とする。

4 WT

- 1) WTは部門会議、調査会、PT内の作業チームであり、その構成は部門会議座長等が当該会議に諮って募集、選任し、コア会議メンバーの参加等によって、運営状況を的確に把握する。
- 2) WTがとりまとめた政策等は、全議員が出席対象の部門会議、調査会、PTでの審議を経て、部門会議、調査会、PTから政調役員会の議案として申請することができる。

以上